

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地（北栄町地域防災計画（令和3年2月修正）より）

北栄町は、鳥取県のほぼ中央部に位置し、東は湯梨浜町、西は琴浦町、南は倉吉市に隣接し、北は日本海に面している。東西約12.5 km、南北約9.5 kmで、海岸線を北端にして、南西に長く三角形を形づくっている。面積は57.15k m²である。

本町は大山火山の北東麓にあり、南西端の奥谷山(314m)より北東方向に緩傾斜し、なだらかな火山灰土の丘陵を形成し、南高北低の地形を呈している。東高尾地内に源を発する由良川は、町の中央部を流れ、由良宿の北方で砂丘を横断して日本海に注いでいる。由良川は勾配が極めて緩やかであり、河口も閉塞しやすく、ひとたび大雨が降ると、沿岸低地への浸水による災害のおそれがある。由良川の沿岸及び町の東部には 低平な沖積平野がひらけ、天神川下流の日本海沿岸平野に連なっている。海岸線は出入りの少ない単調な砂浜をなし、海岸に沿って砂丘が発達している。砂丘は東に進むにつれて幅と起伏を増し、北条砂丘の西半部を形成している。これらの火山灰丘陵や砂丘は平坦地が多く、沖積平野とともに耕地としてよく利用されている。

北栄町の地形は次の三つの地形区に区分することができる。この地形区は概ね地質区分とも一致している。 1. 大山火山灰土 2. 由良川と沖積平野 3. 砂丘地帯

②気象概況（気温、降水量）

北栄町の気候は、日本海型に属し、さらに気候区分からいえば、山陰型気候区に属する。気象現象では、梅雨期、台風期のほか冬期も降水量が多くなるという特徴がある。

冬期：鳥取地方気象台の初雪の平年値は12月3日で、大陸からの季節風をうけて寒波が来襲する。1月初めから本格的な降雪期間に入り、2月上旬頃まで続く。

春期：春の訪れは3月下旬頃で、4月は高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変化して晴れる日が多くなるが、低気圧が日本海で急速に発達した場合、南の強風が吹いてフェーン現象を起こすことがある。

梅雨：中国地方の梅雨入りの平年は6月6日頃、梅雨明けの平年は7月20日頃である。本格的な梅雨現象は6月下旬から7月上旬の期間、梅雨前線の活動が活発になり、局地的な豪雨が発生し、水害をもたらすことが多い。また、梅雨末期の豪雨は強い雷を伴うことが多く、落雷による被害も発生する。

夏期：本格的な夏の訪れは、7月20日過ぎで、8月上旬にかけてもっとも気温が高くなり安定した真夏の晴天が持続する。年によっては、日照りが続いて干害が発生すること、また、反対に梅雨が長引いて、夏の低温と天候不順に見舞われることもある。

台風：1985年から2005年の期間、鳥取市または米子市から半径300km以内を通過した台風の内、鳥取県を通過した台風は10個、東側を通過した台風は25個、西側を通過した台風は22個である。その中で、東側を通るコースの台風が本町を含む県内全域において大きな水害を起こす確率が最も大きい。また、停滞前線が影響する場合はいずれのケースでも大雨となり重大な災害が発生することがあり、特に東側のコースの時は危険性が増す。

秋期：10月は秋晴れの好天が持続することが多いが、10月末になると冬型の気圧配置が現れ始め、寒気の影響で時雨が始まる。その後冬型の気圧配置が多くなり、雨や雪の日が増加する。

③災害リスク

(過去の災害記録)

本町の災害は、そのほとんどが自然現象によるもので、洪水、暴風雨、地震によるものである。主なものは次のとおり。

i. 風水害

昭和8年10月の豪雨。昭和9年の室戸台風、昭和25年のジェーン台風、昭和30年9月の12号台風、昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和39年7月の山陰北陸豪雨等においては、河川のはん濫、家屋の流失、床上・床下浸水、田畑の浸水、堤防の決壊、また、山くずれ等甚大な被害を受けている。

昭和47年7月の梅雨前線による集中豪雨。7月9日から12日まで4日間に376mmの雨量を記録した。洪水は由良川沿岸一帯の耕地、宅地に浸水して多大の被害を及ぼした。ことに水田60haに転作した西瓜が数日間冠水して全滅した。

昭和62年10月16日の台風19号による大災害。16日から降り続いた雨は、350mm前後となり、17日未明に由良駅南・米里を中心に床上浸水50戸、床下浸水56戸に及ぶ記録的な集中豪雨となった。このほか、住宅半壊1棟、山がけ崩れ155か所、農道や水路の破損15か所。農作物では、水稻の冠水157ha、水稻の流失8.8haなど大きな被害を受けた。

また、昭和63年7月13日の大雨による由良駅南・北の床上浸水1戸、床下浸水34戸、同9月28日大雨による由良駅南の床下浸水10戸、平成2年9月19日の台風19号による由良駅南の床下浸水13戸、平成7年7月21日の大雨による由良駅南の床下浸水16戸があり、由良駅南の住宅地の大雨による浸水が続いていたが、平成13年度前川改修事業の完了により、この地区の大雨による被害は解消されてきた。

ii. 震災

震災は、昭和18年9月には、鳥取市で震度6の鳥取大地震が発生し、由良宿ではほとんどの家が傾き、戸が閉まらなくなり緑大橋(コナン大橋)前の旧国道では10数メートルに渡り道路が断裂し土塀の崩落という被害を受けた。

また、昭和58年5月の日本海中部地震においては被害がなかったものの、潮位が上がるなど海面の異常現象が起り、続く10月の鳥取県中部を震源とした地震では、壁のひび割れ、瓦の落下、墓石の倒壊などの被害が起こっている。

平成7年1月の兵庫県南部地震では震度3の揺れを感じたが被害はなかった。平成12年10月の鳥取県西部地震では震度5弱の揺れがあり、壁のひび割れ、瓦の落下、墓石の倒壊などの被害が起きた。

そして、平成28年10月には震度6弱の鳥取県中部地震が発生し、町内の多くの建物が倒壊やひび割れなどの被害をこうむり、公共施設にも被害が生じた。ライフラインにも多大な影響があり、一部の被災者の避難所生活も1ヶ月続いたが、幸いにして震災による死者はいなかった。

(洪水：ハザードマップ)

北栄町のハザードマップによると、北栄町商工会が立地する市街地地域において、0.5mから3mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の15%を超える範囲で0.5mから3m以上の浸水が予想されている。また、商業の多くが立地する由良地区において、最大で3m以上から5m未満の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

北栄町のハザードマップによると、山間の栄地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、主に製造業が分布している。

(地震・津波：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で多いところで 20%以上の確率で発生すると言われている。

(感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ）)

鳥取県版新型コロナ警報では、鳥取県中部エリアにおいて、新規陽性患者数が週に 2 人以上確認され、圏域ごとに病床稼働率が 15%を超えた場合、警報が発令され、病床稼働率が 50%を超えた場合は、特別警報が発令される。感染拡大状況によって飲食店への営業時間短縮要請等が行われる可能性がある。

本町としては、新型コロナウイルスワクチン接種を推進していくが、医療・福祉関連事業所、飲食店をはじめとする接客サービスを行う事業所における感染予防策を徹底する必要がある。

(2) 商工業者の状況（令和 3 年度商工会実態調査より）R3 年 3 月 31 日現在

- ・ 商工業者数 5 3 4 人
- ・ 小規模事業者数 4 6 1 人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	建設業	122	115	町内に広く分散している
	製造業	60	51	平野部や山間部に多い
	卸・小売業	135	107	平野部に多い
	サービス業	217	188	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

ア 北栄町の取組

- ・ 地域防災計画の策定（最終改定令和 3 年 2 月）、防災訓練の実施
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 北栄町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 災害時の物品提供について事業者と協定を締結（北栄町建設協議会他）

イ 北栄町商工会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国・県の施策の周知
- ・ 民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・ 鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県 3 者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年 8 月 20 日）

2. 課題

- ・ 緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・ 小規模事業者における個社別 BCP 計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者には災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進
(ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等)
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年1月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

北栄町商工会と北栄町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり北栄町商工会と北栄町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・北栄町商工会は令和4年度内に事業継続計画を見直し予定。

④ **関係団体等との連携**

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ **フォローアップ**

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・北栄町商工会と北栄町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ **当該計画に係る訓練の実施**

- ・自然災害の具体的な想定（震度6以上の地震、河川の氾濫等）に基づき、北栄町、北栄町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ **発災後の対策**

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① **応急対策の実施可否の確認**

- ・北栄町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について北栄町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、北栄町における感染症対策本部設置に基づき北栄町商工会による感染症対策を行う。

② **応急対策の方針決定**

- ・北栄町は、北栄町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・北栄町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を北栄町と共有する。
- ・北栄町商工会と北栄町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・北栄町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

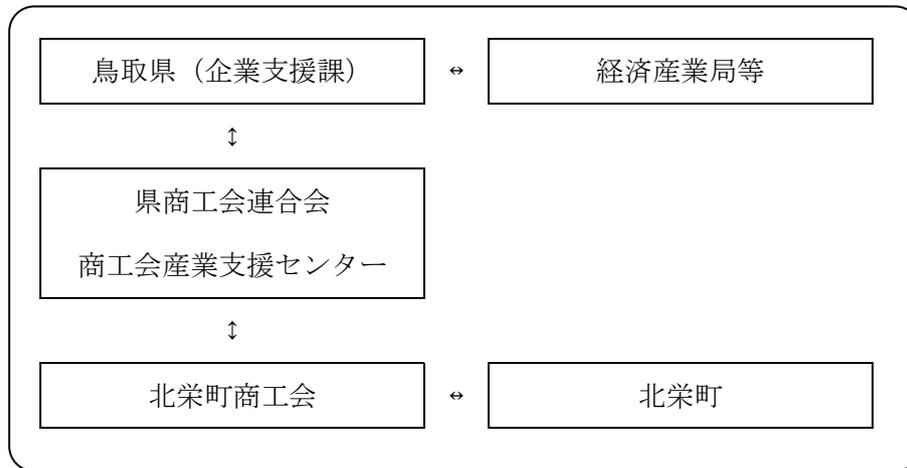
ウ 被害状況の県への報告

北栄町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握可能な場合）対応内容、復旧見込

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、北栄町商工会と北栄町が共有した情報を県の指定する方法にて北栄町商工会又は北栄町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・北栄町と北栄町商工会は、相談窓口の開設について相談する（北栄町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・北栄町と北栄町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・北栄町商工会、北栄町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・

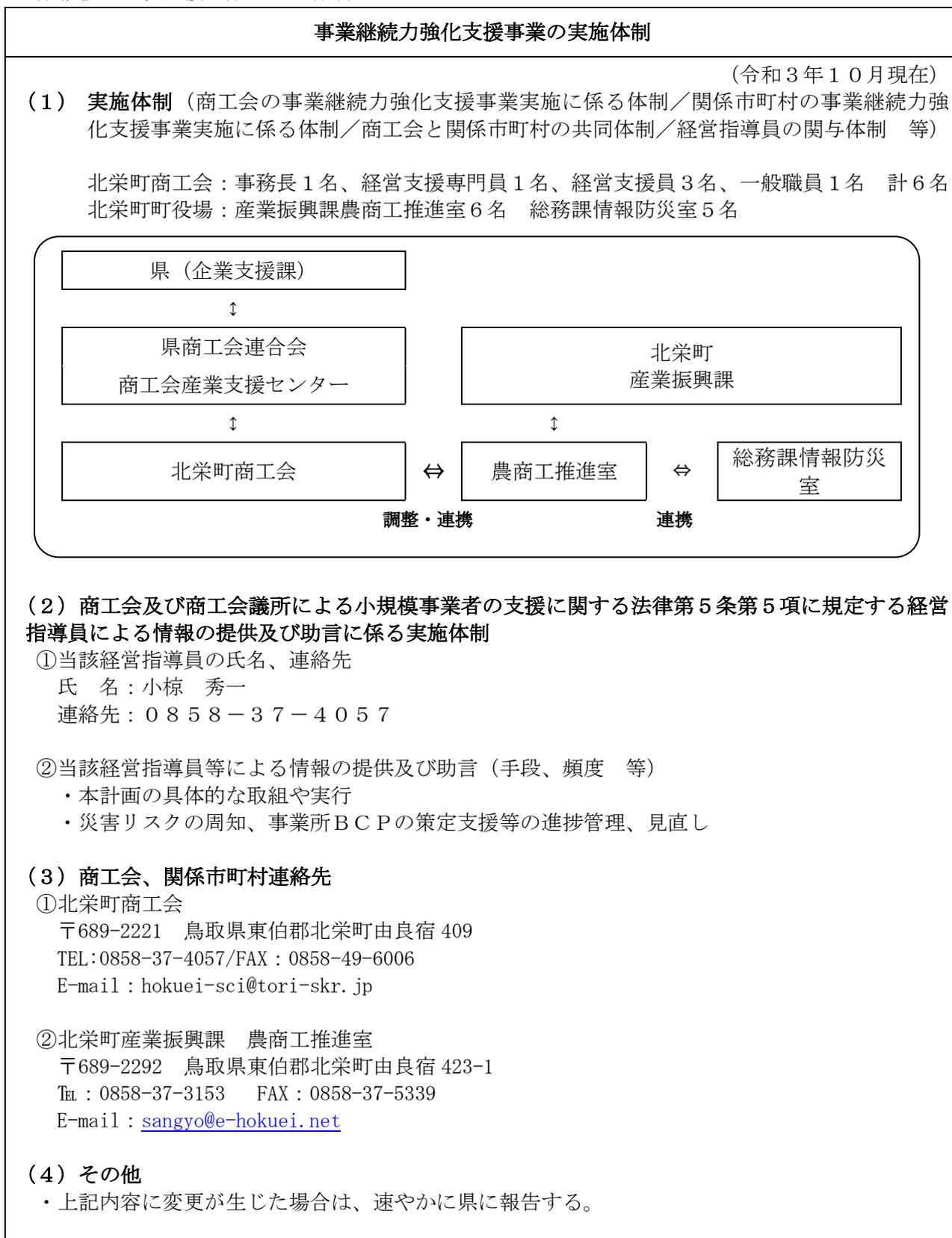
鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP セミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③
連携体制図等
① ② ③